

越前町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、越前町が公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 町ホームページに掲載できる広告は、広告及びリンク先の内容が、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝その他これらに類するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (8) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (10) 町税、使用料及び町からの貸付金等の返済を滞納している者の広告
- (11) その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告枠)

第3条 広告を掲載する場所（以下「広告枠」という。）は、町ホームページのトップページ下部の位置とする。

2 広告枠の数は5枠までとする。

(広告の規格)

第4条 掲載する広告は、リンク先を設定した画像とする。

2 広告の大きさは、1枠当たり縦60ピクセル・横160ピクセルとし、容量は8キロバイト以下とする。

3 広告の形式は、JPEG形式又はGIF形式とする。ただし、アニメーションその他点滅及び動きがあるものを除く。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1月当たり4,762円に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び

その額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は町長が指定する期日までに掲載料を納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（広告掲載の募集）

第6条 広告掲載の募集は、町広報誌、町ホームページその他町長が適切と認める方法により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、越前町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告案を添えて町長に申し込むものとする。

- 2 申込者は、申込書の提出に当たり、6月を限度として複数月の申込みをすることができる。ただし、引き続き申込みすることを妨げない。
- 3 同一の申込者が申し込むことができる広告枠の数は、1枠とする。

（広告掲載の決定）

第8条 町長は、申込書の提出があったときは、速やかに広告の掲載の可否を決定し、申込者に越前町ホームページ広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 広告掲載が適当と認める申し込みが、第3条に規定する枠数を超えるときは、次に定める各号の順に広告掲載を決定する。
 - (1) 町内に事業所等を有する者の広告
 - (2) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類する者の広告
 - (3) 前各号に掲げる広告以外の広告

- 3 前項の規定によっても決定できないときは抽選により広告掲載を決定するものとする。

（掲載内容等の変更）

第9条 広告主は、掲載内容等を変更しようとするときは事前に町長と協議し、越前町ホームページ広告掲載内容等変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。
- 3 広告に使用するイラスト、写真、ロゴその他の意匠については、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料その他の費用が発生する場合は、広告主

の負担とする。

4 第三者から広告に関して損害を被った旨の申請があった場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は次の各号に該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告内容が第2条各号に該当することが判明した場合
- (4) 行政運営上の支障が発生した場合

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、自己都合により広告掲載を取り下げる場合は、越前町ホームページ広告掲載取下申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの掲載料は還付しない。

(掲載料の還付)

第13条 町長は広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、掲載料を還付する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。